

諮問の趣旨

○ 背景

- ・海岸漂着物等の円滑な処理及び発生の抑制のために必要な施策を推進するため、国は平成21年7月に海岸漂着物処理推進法を公布・施行した。その後、国は、同法に基づく「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「基本方針」という。)」を策定し、大阪府は、この基本方針を踏まえ、大阪府海岸漂着物等対策推進地域計画(以下「地域計画」という。)を策定して、海岸漂着物対策を推進。
- ・しかしながら、海岸漂着物処理推進法施行後10年が経過した現在においても、海岸に大量のごみが漂着しているだけでなく、漂流ごみや海底ごみが船舶の航行・漁場環境の支障となっており、海洋の環境に深刻な影響を及ぼしている。
- ・さらに近年、海洋に流出したプラスチックごみや、5mm以下の微細なマイクロプラスチックが生態系に及ぼす影響について、国際的な関心が高まっている。
- ・このため、平成30年6月に、海岸漂着物処理推進法が改正され、令和元年5月には、同法の改正を踏まえた基本方針の変更が閣議決定。
- ・さらに、令和元年6月には、G20大阪サミットで、共通の世界のビジョンとして、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有され、その実現に向けた取組みが求められている。

○ 諮問事項

新たな国の基本方針と大阪湾の状況等を踏まえた大阪府海岸漂着物等対策推進地域計画のあり方について

検討内容(案)

国の基本方針における海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向

- ・海岸漂着物等の円滑な処理
- ・海岸漂着物等の効果的な発生抑制
- ・多様な主体の適切な役割分担と連携の確保 等

を踏まえた大阪府海岸漂着物等対策推進地域計画のあり方

検討スケジュール(案)

- 令和元年12月 諮問
- 令和2年11月頃 答申
- 府で地域計画案を策定、パブリックコメント・関係者との協議の実施
- 令和3年3月頃 地域計画を変更

大阪府の地域計画(現行)

①関係者の役割分担と相互協力

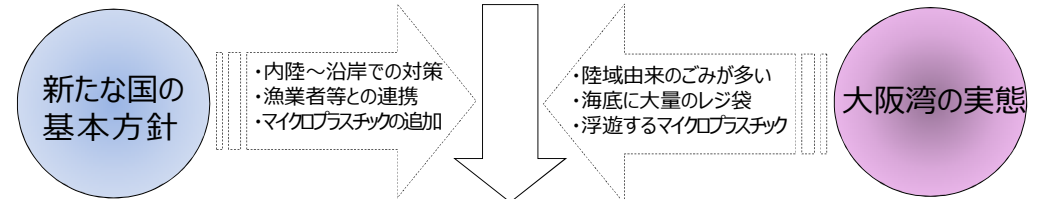
- 国、府、市町、海岸管理者、民間団体等、関係者の役割分担を設定
 - <府の役割>
 - ・地域計画の策定・変更等に関する協議、海岸漂着物等対策の推進に係る連絡調整
 - ・海岸漂着物等の円滑な処理推進のための技術的助言
 - ・海岸漂着物等の発生状況や原因に関する調査の実施
 - ・海岸漂着物等の処理等に関する普及啓発

②重点区域の設定

大阪湾の海岸線の全延長(約237.7km)の海岸(地先海面)を重点区域に設定

③重点区域における海岸漂着物等対策

- ・海岸漂着物等の回収・処理に関する事項
- ・海岸漂着物等の発生抑制に関する事項
- ・普及啓発又は環境教育に関する方策

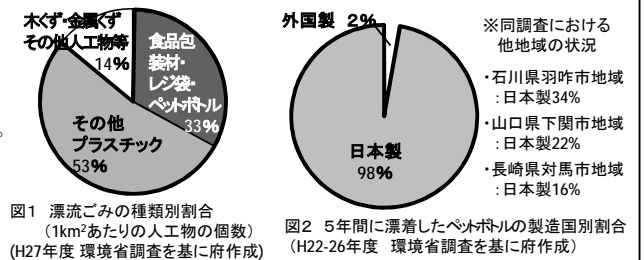


大阪府海岸漂着物等対策推進地域計画の見直し検討!

<参考> 大阪湾における海岸漂着物等の実態

①大阪湾の漂流・漂着・海底ごみ調査結果(環境省・関西広域連合)

- ・大阪湾では、プラスチックごみが漂流ごみ全体の約8割を占め(図1)、大阪湾に漂着したペットボトルのほとんどは国内製(図2)。海洋プラスチックごみの多くが、陸域由来と考えられている。
- ・2018年に関西広域連合が大阪湾の海底ごみを調査した結果、少なくともレジ袋が約300万枚、ビニル片が約610万枚、沈んでいるとの推計。



②大阪湾の浮遊マイクロプラスチック調査結果(環境省・関西広域連合・大阪府)

- ・2017年に関西広域連合が実施した調査により、平常時でも河川からマイクロプラスチックが流下しており、また、洪水時には10倍の量が流下していることが判明。
- ・2019年9月に府が大阪湾の南北2地点で浮遊するマイクロプラスチック調査を実施した結果、大阪湾の北部が4.1個/m³、南部が0.05個/m³であった。12月に実施した同調査については、現在分析中。(環境省が実施したマイクロプラスチック調査結果は表1のとおり)

表1 環境省によるマイクロプラスチック個数調査結果(個/m³)

大阪湾(平成27年度)	瀬戸内海6地点平均(平成27年度)	太平洋沖合高知県から鹿児島県3地点平均(平成26年度)
0.75	0.35	15.75